

●香川県告示第100号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、坂手加入区について、平成29年香川県告示第70号による保険に付すべき義務は、令和3年3月6日限り消滅したので、告示する。

令和3年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造